

計画策定の趣旨

- 県では、県生活センターが中心となり、消費者団体等と連携を図りながら、消費者問題に関する講演会、出前講座等、消費者教育を推進している。
- しかし、高齢化や、情報化の進展などにより、消費者を取り巻く環境は、複雑・多様化してきている。
- 平成24年12月「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、平成25年6月には、国の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定された。
- 本県においても、法の基本理念や、基本方針を踏まえ、市町村や地域の多様な主体と連携を図りながら、効率的かつ体系的な消費者教育を推進するため、「秋田県消費者教育推進計画」を策定する。

- 自ら考え自ら行動する「自立した消費者」の育成
- どこに住んでいても消費者教育を受けることができる機会の提供

(国の基本方針)

- 消費者の特性に対する配慮・場の特性に応じた方法
- 各主体の連携・協働 等

(本県の消費生活相談の状況、消費生活に関する県民意識)

- インターネット等、通信サービスに関する相談の割合は、全体の約20%と最も高く、20歳未満から60歳代までの幅広い年齢層から相談が寄せられている（平成25年度）。
- 地域や学校教育で、消費生活に関する学習の機会が提供されていると感じている県民の割合は、約20%（回答者1,589人の22.9%）。

推進方針

方針1 各年代・様々な場の特性に応じた消費者教育の推進

方針2 消費者行政部局と教育行政部局との緊密な連携による推進

方針3 地域の多様な主体との連携による推進

計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間
ただし、国の動向、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて内容を見直す。

推進の内容

(1)小・中・高等学校及び特別支援学校における消費者教育

- 学習指導要領に基づく消費者教育の推進
小・中学校での社会科、家庭科、技術・家庭科、また、高等学校での公民科、家庭科を中心とした授業を通じ推進する。 等

(2)大学等における消費者教育

- 出前講座を通じた消費者教育の推進
社会経験の浅い学生は、悪質商法等の被害やトラブルにあう可能性が高く、成人までに身に付けるべき契約に関する知識の習得、トラブルへの対処方法等を中心とした出前講座を通じ推進する。 等

(3)地域社会における消費者教育

- 県警察等と連携した、特殊詐欺による高齢者の被害の未然防止
振り込み詐欺等の特殊詐欺による被害が、高齢者を中心に増加していることを受け、県警察や、地域で高齢者の生活と関係の深い団体等と連携し、被害の未然防止のための啓発等を推進する。 等

(4)家庭における消費者教育

- インターネットを安全に利用するための取組とその環境づくり
学校が児童生徒に提供するインターネット利用時の注意点等を、子どもたちが家庭の会話の中で保護者に伝えることにより、インターネットを安全に利用するための意識を醸成する。 等

(5)職域における消費者教育

- 企業に対する出前講座等の実施
新入社員等を対象にした消費者トラブルへの対処方法等に関する出前講座や、事業者等による消費生活に関する有益な情報の提供等により推進する。 等

(6)消費者教育と関連する施策、市町村等との連携

環境教育や食育等、消費者教育と関連する施策を推進する関係課と情報共有するほか、住民に最も身近な存在である市町村や、金融広報委員会※、消費者団体等、地域の多様な主体と連携を図り推進する。

※金融広報委員会は、暮らしに身近な金融に関する広報・消費者教育活動を行う団体。
構成員：秋田県、東北財務局秋田財務事務所、各金融機関等、日本銀行秋田支店(事務局)

今後の予定

27年1月
消費者教育推進地域協議会
パブリックコメント

2月議会
計画(案)
報告

27年3月
消費者教育推進地域協議会
完成